

ミアヘルサ保育園ひびき鹿島田運営規程

(施設の目的)

第1条 ミアヘルサ株式会社が設置するミアヘルサ保育園ひびき鹿島田（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ミアヘルサ保育園ひびき鹿島田

(2) 所在地 川崎市幸区下平間 143-16

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長）1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 8人以上

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 1人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 看護師 1人

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 栄養士 1人以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 嘱託医 2人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

前2条に規定する日及び時間において、法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(2) 3歳以上児への食事の提供

3歳児以上児に対しても、別途食事代を受領し、主食・副食の提供を行います。
(別表参照)

(3) 地域子育て支援事業の実施

夏祭り等行事参加・子育て口座実施等

(保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 登園は、前項に掲げる利用負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 登園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 利用する子どもが小学校に就学するとき

(2) 利用する子供の保護者が児福法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止人権に関する啓発のための職員に対するマニュアル作成、研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市及び児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 14 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、早急に苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録し報告をする。

(安全対策と非常災害時対策及び事故防止)

第 15 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、安全・防犯・防災マニュアル、災害・緊急時対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のため、職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

(記録の整備)

第 16 条 当園は、それぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5 年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |
| (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5 年間保存 |
| (5) 利用する子どもの保護者等からの苦情内容等の記録 | 5 年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 | |

第 17 条 当園では、以下のものを原則として行えない者とする。

- (1) 当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行えないものとする。
- (2) 当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
① 月極延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	延長保育料 30分ごと 月額 1,000円 標準時間認定 18:01～20:00 短時間認定 7:00～8:29 16:31～20:00 ※20時以降の保育は認められていません。 ※短時間認定者の午前、午後の延長料金は各々個別計算となります。 ※ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除となります。
② スポット延長保育料	やむを得ない理由で急遽保育が必要な場合	30分ごと 300円 (18:01以降は補食代込み) 標準時間認定 18:01～20:00 短時間認定 7:00～8:29 16:31～20:00 ※20時以降の保育は認められていません。 ※短時間認定者の午前、午後の延長料金は各々個別計算となります。 ※ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除となります。
③ 補食代	延長保育時に提供する補食代を実費でご負担いただくもの	月額 1,000円(月極のみ)
④ 夕食代	延長保育時に提供する夕食代を実費でご負担いただくもの	1食 350円 ※申し込みは、前日の15:00まで。 ※お迎えが19時30分を過ぎるお子様が対象。
⑤ 食事代	3歳以上の児童に提供する食事代を実費でご負担いただくもの	月額 6,000円 内訳 主食代 1,500円 副食代 4,500円
⑥ ICカード代	発行手数料(3枚目より)	1枚 1,000円
⑦ カラー帽子代	全園児購入	1ヶ 1,000円程度(実費)
⑧ 遠足費	交通費、施設利用料等(希望者のみ)	1回 6,000円程度(実費)
⑨ メロディオン唄口	年長児のみ	1つ 500円程度(実費)
⑩ 卒園アルバム代	年長児のみ	1冊 6,000円程度(実費)